現行

(前略)

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第40条)第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

- 第39条 旅客が、片道200キロメートル以内の区間の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間にかかわるものを除く。)を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、東日本旅客鉄道会社線、東海旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線若しくは九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間又はこれらの区間をまたがる区間については、第40条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。
- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道200キロ

改正

(前略)

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第39条)第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

- 第39条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、 生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校(通信による教育を行う学校 にあっては、面接授業又は試験会場を含む。)のもより駅までの区間を、区間及 び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代 表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、 当該区間に有効な11券片の通学用割引普通回数乗車券を発売する。
 - (1) 放送大学学園法 (平成14年法律第156号) 第4条の規定により設置された大学の学生
 - (2) 通信教育を行う高等学校の生徒
- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、<u>片道</u> 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新下 関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間にかかわるものを除く。)であって、 であって、 片道乗車券を発売できるものに限るものとする。 ただし、当社が特に必要と認める場合は、 片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの 区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。
- 3 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対し

現 行

改 正 て、当該区間に有効な11券片の割引の普通回数乗車券を発売することがある。

メートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

- 第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、 生徒が、面接授業又は試験のため、第39条に規定する区間を、区間及び経路を 同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者にお いて必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定 学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。) のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。
 - (1) 放送大学学園法 (平成 14 年法律第 156 号) 第 4 条の規定により設置された 大学の学生
 - (2) 通信教育を行う高等学校の生徒
- 2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、第29条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、学校及び救護施設指定取扱規則第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。
- 3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の 有効期間は、第29条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1箇月間とす る。

(中略)

(通学用割引普通回数旅客運賃)

- 第107条 第40条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。
 - (1) 第 40 条 第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃 について 2 割引
 - (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃

(通学用割引普通回数乗車券を購入する際に提出する学生割引証)

第40条 <u>前条第1項及び第2項により発売する</u>通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、第29条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、学校及び救護施設指定取扱規則第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

2 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の 有効期間は、第29条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1箇月間とす る。

(中略)

(通学用割引普通回数旅客運賃)

- 第 107 条 第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。
 - (1) 第39条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃 について2割引
 - (2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃

現行

について5割引

(中略)

(大人座席指定料金)

- 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に 掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
 - (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。
 - ロ <u>SL と客車が一体となって</u>運転する列車に対して発売する大人座席指定 料金
 - 1,680円とする。

(中略)

(小児用乗車券類の効力の特例)

- 第 152 条 小児用の乗車券類(定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。)は、その 有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 147 条の規 定にかかわらず、これを使用することができる。
- 2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時 に使用する場合に限り、第147条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座 席指定券を使用することができる。

(中略)

(有効期間)

- 第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。
 - (1) 普通乗車券

(中略)

(3) 普通回数乗車券

3箇月とする。ただし、通学用割引普通回数乗車券については6箇月とす

について5割引

(中略)

改正

(大人座席指定料金)

- 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に 掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
 - (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。
 - ロ <u>「SL冬の湿原号」車両で</u>運転する列車に対して発売する大人座席指定 料金

1,680円とする。

(中略)

(小児用乗車券類の効力の特例)

- 第 152 条 小児用の乗車券類 (定期乗車券及び<u>別に定める割引の</u>普通回数乗車券を除く。) は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。
- 2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時 に使用する場合に限り、第147条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座 席指定券を使用することができる。

(中略)

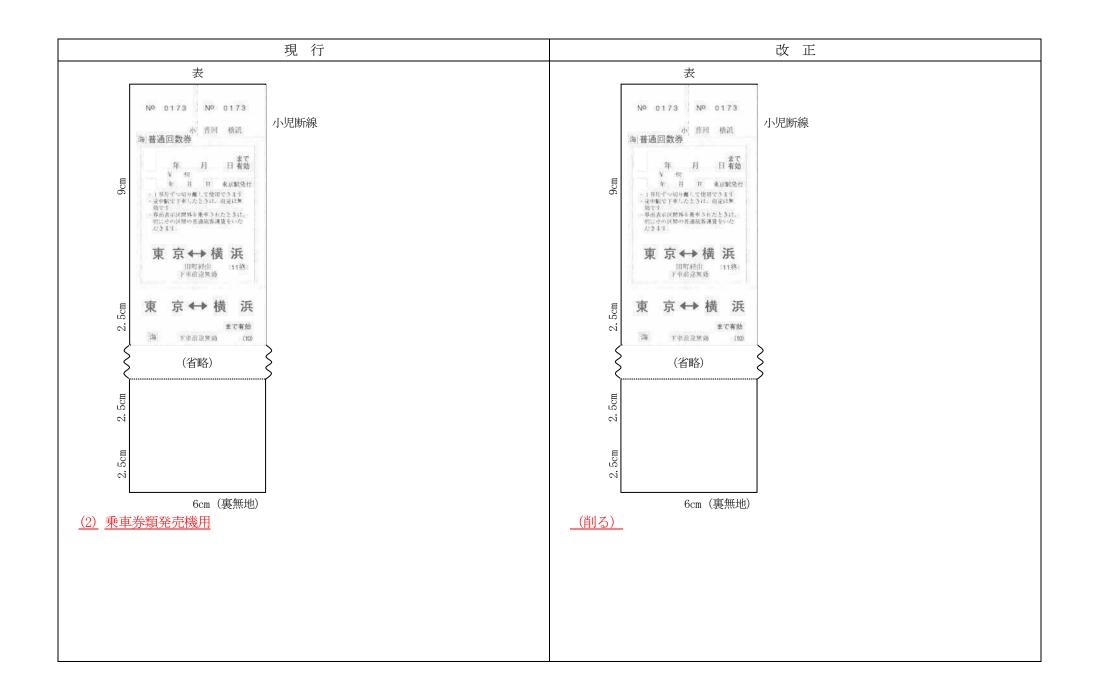
(有効期間)

- 第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。
 - (1) 普通乗車券

(中略)

- (3) 普通回数乗車券
- イ 通学用割引普通回数乗車券

現行	改正
<u>5.</u>	6箇月とする。
	<u>ロ</u> 別に定める割引の普通回数乗車券
	<u>3箇月とする。</u>
(中略)	(中略)
(普通回数乗車券の同時使用)	
第 163 条 大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第	第 163 条 <u>削除</u>
147条の規定にかかわらず、1券片をもって小児2人が乗車することができる。	
(中略)	(中略)
(常備普通回数乗車券の様式)	(常備普通回数乗車券の様式)
第 203 条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。	第 203 条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。
<u>(1)</u> 一般用	一般用



現行



(中略)

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

- 第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。
- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第40条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

(以下略)

(削る)

(中略)

改正

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

- 第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。
- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの (第39条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

(以下略)

附則

この通達は、令和4年12月1日から施行する。